

令和元年 1 2 月第 3 1 号 (鶏) 東部・北部家畜防疫獣医師会 (公社) 千葉県畜産協会 東部家畜保健衛生所 TEL: 0 4 7 5 (5 2) 4 1 0 1 FAX: 0 4 7 5 (5 2) 3 3 3 5 http://www.pref.chiba.lg.jp/ kh-toubu/index.html

今季初!! 愛媛県で採取された野鳥の糞便から

低病原性鳥インフルエンザウイルス

が検出されました

合和元年11月19日に愛媛県西条市において採取された野鳥糞便 2検体から、低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7N7亜型)が 検出されました。

農場への本病ウイルスの侵入リスクが高まっています。

『以下の内容は必ず実施してください!

- ・家きん舎の壁・防鳥ネット等の破損部位の修繕。
- 農場におけるネズミ等、野生動物の駆除。
- •農場に出入りする車両の消毒、農場周辺に石灰を散布。
- ・手指・長靴の消毒、家きん舎専用の衣服・長靴の使用徹底。
- ・鳥インフルエンザを疑う症状、死亡率の急激な上昇(通常の 2倍以上)など異状を発見次第、家畜保健衛生所に連絡。

動物用医薬品は用法・用量を守りましょう!!

動物用医薬品アモキシシリン(半合成抗菌剤)について、食品中の残留基準値が以下のとおり設定されました。

●アモキシシリン(令和2年4月30日適用)

改正前: 卵 0.01ppm → 改正後: **卵 含有してはいけない**

動物用医薬品の使用にあたっては、引き続き定められた用法・用量を 守りましょう!!

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335 ※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください